

随意契約理由

令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	学び育ち支援課
発 注 担 当 課 名	学び育ち支援課
契 約 名 称	豊中市放課後こどもクラブ休日開設業務 (桜井谷東小学校放課後こどもクラブ)
契 約 内 容	豊中市放課後こどもクラブ休日開設業務 (桜井谷東小学校放課後こどもクラブ)
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	株式会社トライグループ 大阪府中央区南本町 3-6-14
契 約 金 額	主任指導員：一人一時間当たり 2,124円 補 助 員：一人一時間当たり 1,770円 交 通 費：一人一日当たり 2,000円 運営諸経費：開設一回当たり 23,610 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 桜井谷東小学校放課後こどもクラブの運営業務は株式会社トライグループが受託しています。桜井谷東小学校放課後こどもクラブにおおて、日曜日と祝日に休日開設するにあたり、同じ場所で同じ備品を使用することになります。履行中の業務と密接不可分の関係にあたるため、同一事業者以外のものに委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずる恐れがあり一体的管理の必要性から同じ事業者と地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結するものです。